

板橋区感染拡大防止協力金及び板橋区一時支援金交付要綱

(令和3年2月18日区長決定)

(令和3年4月13日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都による営業時間短縮の要請に全面的に協力し、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する板橋区内(以下「区内」という。)で事業活動をする事業者及び緊急事態宣言に伴う飲食店の営業時間短縮又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小企業その他法人等及びフリーランスを含む個人事業者(以下「事業者」という。)に対して、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(以下「協力金」という。)及び一時支援金(以下「一時金」という。)を交付することにより、区内事業者の事業継続の支援を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 協力金の交付対象となる事業者(以下「協力金対象事業者」という。)は次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(11月28日～12月17日実施分)事務取扱要綱(2産労総企第2241号)第6条、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分)事務取扱要綱(2産労総企第2441号)第6条、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年1月8日～令和3年2月7日実施分)事務取扱要綱(2産労総企第2626号)第6条又は営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年2月8日～令和3年3月7日実施分)事務取扱要綱(2産労総企第3007号)第6条の規定により営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給の決定を受けていること。

(2) 前号の支給の決定を受けた者の当該決定に係る営業時間短縮を行った店舗の所在地が区内であること。

(3) 区内に店舗を有し、かつ、大企業及び大企業が実質的に経営に参画していない次のいずれかの法人等であること。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業及び個人事業主

イ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数がアの中小企業と同規模のもの

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数がアの中小企業と同規模のもの

エ 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数がアの中小企業と同規模のもの

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 一時金の交付対象となる事業者(以下「一時金対象事業者」という。)は次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程第12条の規定により一時支援金の給付を受けていること。

(2) 個人事業者等の場合は、事業所の所在地が区内であること。中小法人等の場合は、本店登記が区内であること。

(3) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。ただし社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人(会社法(平成17年法律第86号)の会社又は有限会社に限る。)、組合(農業協同組合、生活協同組合、

中小企業等共同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく組合等に限る。）又は有限責任事業組合は、次に掲げる資本金若しくは出資金又は従業員のいずれかの基準を満たさなければならない。

ア 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 300 人以下

(4) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(交付金額)

第 3 条 協力金の額は、対象事業者の区内の店舗に主として勤務している従業員（労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 21 条各号に掲げる者を除く。）の数（別表において「従業員数」という。）に応じ、別表に定める額とし、1 事業者につき 1 回限り交付するものとする。

2 一時金の額は、区内に事業所を有する法人及び個人事業主の区分に応じ、別表 2 に定める額とし、1 事業者につき 1 回限り交付するものとする。

(交付申請)

第 4 条 協力金対象事業者は、協力金の交付を受けようとするときは、板橋区長（以下「区長」という。）が定める期日までに、申請書に次の各号に掲げる必要書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 東京都知事が交付した営業時間短縮に係る感染防止協力金の支給決定通知（令和 2 年 11 月 28 日から令和 2 年 12 月 17 日実施分又は令和 2 年 12 月 18 日から令和 3 年 1 月 7 日実施分又は令和 3 年 1 月 8 日から令和 3 年 2 月 7 日実施分又は令和 3 年 2 月 8 日から令和 3 年 3 月 7 日実施分）の写し

(3) 板橋区保健所長が交付した営業許可書の写し

(4) その他区長が必要と認める書類

2 一時金対象事業者は、一時金の交付を受けようとするときは、区長が定める期日までに、申請書に次の各号に掲げる必要書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 国が交付した給付通知書（一時支援金の振込のお知らせ）の写し

(3) その他区長が必要と認める書類

3 次条の規定により協力金又は一時金の交付を決定した場合は、前項の規定による申請をもって協力金又は一時金の交付の請求があったものとみなす。

(交付の決定等)

第 5 条 区長は、前条第 1 項又は第 2 項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、協力金又は一時金の交付の決定を行う。

2 区長は、前項の規定により協力金又は一時金の交付を決定したときは、協力金交付可否決定通知書又は一時支援金交付可否決定通知書により申請を行った対象事業者にその旨を通知するとともに、速やかに協力金又は一時金を支払うものとする。

3 区長は、第 1 項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第 6 条 区長は、協力金又は一時金の交付の決定をした者及び交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、協力金又は一時金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第 2 条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により協力金又は一時金の交付を受けたとき。

(3) 協力金又は一時金の交付決定の内容又は前条第 3 項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、区長が不相当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により交付の決定の取消しを行った場合は、取消通知書兼返還請求書により対象事業者にその旨を通知し、期限を定めて返還を命じるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるもののほか、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年2月18日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

別表(第3条関係)

従業員数	協力金の額
5名以下	10万円
6名以上	20万円

別表2(第3条関係)

区分	一時支援金の額
個人事業主	10万円
法人	20万円